

城里町農地利用最適化推進委員募集要項（再募集）

農地利用最適化推進委員の募集を、8月1日から9月15日まで行いましたが、下記の常北地区の1区域、桂地区の1区域につきまして、定数に満たなかったため再募集を行います。

1. 募集地区名	区 域	定 数
常北地区	小坂・春園	1 人
桂地区	阿波山	1 人
2. 募集人員	2 人 （2 地区）	
3. 推薦・応募の資格	・町内に住所を有する者 ・町の職員でない者 ・農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項に関し職務を適切に行うことができる者で、次に該当する者は除きます。 ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
4. 推進委員の任期	令和9年2月（予定）から令和12年1月31日まで	
5. 推進委員報酬（町条例）	月額25,000円	
6. 推進委員の身分	城里町の特別職非常勤職員	
7. 主な業務	・農業委員と連携し、次の業務を推進する ①担当区域の遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地の利用集積、新規就農者の支援等の活動 ②農地中間管理機構との連携 ③農業委員会総会における活動報告及び意見報告 ④その他、現地調査及び相談・研修会への出席	
8. 申し込み方法	・推薦又は応募による方法で申し込みができます。 ・所定の様式に必要書類を添えて、城里町農業委員会事務局へ持参又は郵送によりご提出ください。（城里町役場本庁舎2階） 【推薦の場合】 ①農業者（個人）推薦の場合、農業者3名以上の連名により様式第1号農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）により提出 ②法人・団体推薦の場合、様式第2号農地利用最適化推進委員推薦書（法人・団体用）により提出 【応募の場合】 ①自ら応募する場合、様式第3号農地利用最適化推進委員応募届出書により提出 【添付書類】 ・個人・法人、団体共通事項 - 推薦を受ける方又は募集に応募する方の住民票（提出日の3ヶ月以内に発行された本籍地記載のあるもの）	

	・法人・団体の場合 定款又は規約等法人又は団体の性質を明らかにする書類 ※ 申請書様式は、城里町農業委員会事務局、各支所に用意してあります。また、城里町ホームページからも、ダウンロードできます。(URL：http://www.town.shirosato.lg.jp/) ビジネス➤農業と進んでください。 ※ 農業委員との兼務は出来ません。
9. 提出方法	持参の場合：城里町役場本庁舎 2 階 城里町農業委員会事務局 郵送の場合：〒311-4391 東茨城郡城里町石塚 1 4 2 8-2 5 城里町農業委員会事務局（城里町役場本庁舎 2 階） ※ 郵送の場合、封筒の表面に「最適化推進委員募集書類在中」と朱書きしてください。
10. 募集期間	令和 8 年 9 月 24 日（木）から 令和 8 年 10 月 16 日（金）まで 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ 持参の場合、土・日・祝日を除きます。 ※ 郵送の場合、<u>令和 8 年 10 月 16 日（金）【必着】</u>
11. 公表事項	・応募者の状況は、10 月 5 日及び 10 月 16 日の応募の状況を、城里町ホームページで公表します。なお、公表内容は提出いただいた事項のうち、住所、生年月日、電話番号を除く全ての事項を公表します。
12. 選定方法	・書類を基に選考を行い、農業委員会総会に諮り決定します。
13. その他	・推進委員に委嘱されることが決定した方のみ通知書を発送いたします。評価結果については、通知いたしません。 ・提出いただいた書類については、返却いたしません。
14. 提出する書類 (ダウンロードできます。)	推薦書（個人用）(様式第 1 号) 推薦書（法人・団体用）(様式第 2 号) 応募書(様式第 3 号) 住民票（本籍記載）(推薦を受ける者、応募者のみ)
15. 推薦及び募集に係る連絡先	〒311-4391 東茨城郡城里町石塚 1 4 2 8-2 5 城里町農業委員会事務局（城里町役場本庁舎 2 階） 電話 029-288-3111（内線 241, 242）